

情報共有システム活用ガイドライン

令和 5 年 4 月 1 日 施行

1 目的

浜松市の発注する建設工事において、ICT（情報通信技術）を活用し、書類などの情報を交換・共有することを支援する「情報共有システム」を実施するため必要な事項を定め、もって業務の効率化及び生産性の向上を図ることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 情報共有システム（以下、本システムという）

公共事業において、ICTを活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって、工事施工中の業務効率化を実現するシステムのことをいい、浜松市では、ASP方式によるものとする。

(2) ASP方式

ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）とは、インターネットを介してソフトウェアを提供する事業者のことをいい、ASP方式とは、その事業者が提供する情報共有システムを利用した仕組みのことをいう。

3 対象工事等

(1) 対象工事

別に定める庁内通知による。

(2) 対象工事である旨等の表示

対象工事である旨等の表示は、特記仕様書・現場説明書等への記載により行うものとする。なお、特記仕様書又は現場説明書における記載例を別記に示す。

(3) 本システムの導入決定

【発注者指定型】

発注者が本システムの利用を指定するもので、受注者は必ず本システムを利用しなければならない。受注者はオンライン回答フォーマット（以下、LoGo フォームという）による情報登録を必須とする。なお、受注者の責によらず導入を行わない場合は、工事着手前に監督員と協議を行い、非導入理由をLoGo フォームに入力を行う。

【受注者希望型】

発注者指定型以外の工事を対象とし、受注者が工事着手前に発注者に対して本システムを導入する旨を協議した上で取り組む。また、工事監理業務委託等を発注している場合、契約後に関連する業務委託の受注者が本システムの利用に合意した上で実施する。導入が決定した場合は、LoGo フォームによる情報登録を行う。

4 本システムの機能要件等

(1) 本システム事業者の決定

採用するシステム事業者については、次に掲げる機能要件に対応したシステムを提供できるものから受注者が選定し、発注者に確認のうえ決定する。

①土木工事：国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）【要件編】」に準拠したもの

②建築工事：国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件最新年版 営繕工事編」に準拠したもの

ただし、個人メールアドレスが必要等、本市の事情にそぐわないシステムは使用しない。

(2) 利用者の決定

受発注者は前項の機能要件の「表 4-1 システム利用者の構成」を参考に本システムの利用者と利用権限（電子データの登録・変更の可否）を決定するものとする。

(3) 契約及び利用料金

受注者が本システム事業者と契約を行い、利用料金を支払うものとする。

【土木工事】利用に要する費用は、共通仮設費率又は現場管理費率に含まれる内容のため、請負代金額の変更は行わない。

【営繕工事】利用に要する費用は、共通費に積上げ計上する。導入を行わない場合は減額とする。

(4) 本システムの機能

本システムの利用にあたっては、工事帳票の授受に関する機能（発議書類作成機能、ワークフロー機能（事前打合せ機能は除く）、書類管理機能）、電子検査や工事後に保管が必要な書類を出力する機能（工事書類等入出力・保管支援機能）を必須とするが、その他機能の利用については、受発注者で協議して決定する。

(5) ID・パスワードの管理の徹底

システム事業者から利用者に与えられるID・パスワードが第三者に渡ると、記録の漏洩や改ざんなどの恐れがあるため、利用者は管理を徹底すること。

(6) 書類提出の留意点

電子データでの提出を基本とするが、工事着手前に原本が紙の書類について監督員の承認を得た場合は、紙での提出を可とする。なお、書類をスキャニングし、本システムで処理した場合は、原則として紙による提出を求めない。

(7) ワンデーレスポンス等

発注者は、本システムによる効果を減少させないように、受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。

5 受注者の義務

受注者は、必要に応じて、本システム導入の有無及び工事情報を LoGo フォームにより報告する。

6 事前協議チェックシート

浜松市土木工事電子納品運用の手引き及び浜松市建築工事電子納品運用の手引きに示す「事前協議」について、本システムを利用する場合は、口頭等で利用ベンダー等の仮承諾を行い、本システム導入後に承諾を行う。

7 工事成績評定

工事成績評定での評価は行わない。

附則

- 1 このガイドラインは令和5年4月1日より施行する。
- 2 令和7年8月1日改定
- 3 令和8年4月1日改定